

野崎地平税理士事務所 | 橋口 裕紀子 | 2017年12月21日

セルフメディケーション税制

内容

1. セルフメディケーション税制って？
2. 対象となる人は？
3. 医療費控除とは併用できない
4. セルフメディケーション税制対象の一部市販薬
5. 確定申告について + 引用先



1. セルフメディケーション税制って？

きちんと健康診断等を受けている人が一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられる制度。
2017年1月1日より開始しました。

～なぜこの税制が生まれたのか～

軽度な身体の不調を市販薬などにより自ら手当することは、ご自身の生活の質の改善に役立つだけでなく、国の財政を圧迫している医療費の適正化にもつながる。

WHOにおいてセルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」

2. 対象となる人は？

健康診断等を受けている人が所得控除を受けられるようになります。

以下が該当する健康診断等で、いずれか1つ該当していれば対象となります。

- ①特定健康診査(メタボ検診)
- ②予防接種(インフルエンザ等)
- ③会社の定期健康診断
- ④人間ドックなど、その他の健康診断
- ⑤市町村のがん検診



<健康診断について>

①特定健康診査(メタボ検診)

【必要書類】(以下A、B、Cのいずれか)

「特定健康診査」または保険者名の記載がある場合

A.領収書(原本)

B.結果通知表(コピー可)「特定健康診査」または保険者名の記載がない場合

C.証明依頼書

②予防接種(インフルエンザ等)

【必要書類】(以下A、Bのいずれか)

A.領収書(原本)

B.予防接種済証(原本)

③会社の定期健康診断

【必要書類】(以下A、Bのいずれか)

・「定期健康診断」または勤務先名・保険者名の記載がある場合

A.結果通知表(コピー可)

・「定期健康診断」または勤務先名・保険者名の記載がない場合

B.証明依頼書



<健康診断について>

④人間ドックなど、その他の健康診断

【必要書類】(以下A、B、Cのいずれか)

・勤務先名・保険者名の記載がある場合

A.領収書(原本) B.結果通知表(コピー可)

・勤務先名・保険者名の記載がない場合

C.証明依頼書

⑤市町村のがん検診

【必要書類】(以下A、Bのいずれか)

A.領収書(原本)

B.結果通知表(コピー可)



3. 医療費控除とは併用できない！

医療費控除とセルフメディケーション税制どちらが有利なのかを判断する必要があります。

《医療費控除(控除額は最高200万円まで)》

総所得金額 200万円以上の人

$(1\text{年間に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額}) - 10\text{万円} = \text{控除金額}$

総所得金額 200万円以下の人

$(1\text{年間に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額}) - \text{総所得金額} \times 5\% = \text{控除金額}$

※補てんされる見込みがある場合は実際に補てんされていなくても見込み額での申告が必要になります。

見込み額と異なっていた場合は後で修正申告や厚生の請求を行う必要があります。

3. 医療費控除とは併用できない！

《セルフメディケーション税制》 (控除上限金額:88,000円)

$(\text{対象医薬品の購入金額}) - 12,000\text{円(下限額)} = \text{控除額}$

※セルフメディケーション税制の対象となるために受けた健康診断等は、控除の対象にはなりません。